

# 定例記者懇談会次第

令和7年11月28日(金) 午後1時15分  
牧之原市役所榛原庁舎5階 庁議室

## 1 開 会

## 2 市長説明

- ◇ 令和7年11月牧之原市議会定例会 市長提出議案について ..... 資料1
- ◇ 令和7年度牧之原市一般会計補正予算案(第7号)の概要について ..... 資料2
- ◇ 「令和7年牧之原市台風15号に伴う竜巻等災害」に係る災害対策 本部の廃止について ..... 資料3
- ◇ 「牧之原市ささえあいセンター」の設置について ..... 資料4
- ◇ 令和7年度牧之原市表彰式の開催について ..... 資料5
- ◇ 牧之原市制施行20周年記念式典の開催について ..... 資料6

## 3 質疑応答

## 4 報道提供

- ◇ 令和7年度牧之原市地域防災訓練について ..... 資料7
- ◇ 「たぬまっぷラリー in 牧之原」の実施について ..... 資料8
- ◇ 市制施行20周年記念事業 第69回田沼意次牧之原市マラソン 大会の開催について ..... 資料9

## 5 懇 談

## 6 閉 会

<次回の記者懇談会>

令和8年1月8日(木) 午後1時15分~



## 令和7年11月牧之原市議会定例会 市長提出議案について

人事案件 1件 条例制定 1件 条例改正 4件 補正予算 3件  
その他 3件 (合計12件)

### 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

＜市民課＞

令和8年3月で1名人権擁護委員が任期満了となるため、候補者の推薦について、議会の意見を求める。任期は令和8年4月1日から3箇年となる。12月5日（本会議2日目）の議決をお願いする。

【議決予定日：12月5日】

### 議案第73号 牧之原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

＜子ども子育て課＞

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和8年度から全国の自治体で実施されることから、児童福祉法の規定に基づき同事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。

【議決予定日：12月19日】

### 議案第74号 牧之原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

＜子ども子育て課＞

児童福祉法の改正により同法第33条の10に第2項及び第3項が加えられたことに伴い、条例で同法を引用している箇所の改正を行う。

【議決予定日：12月19日】

### 議案第75号 牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

＜子ども子育て課＞

児童福祉法の改正により同法第33条の10に第2項及び第3項が加えられたこと及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により幼保連携型認定こども園や幼稚園に入園児虐待の防止に係る規定が創設されたことに伴い、条例で同法を引用している箇所の改正を行う。

【議決予定日：12月19日】

**議案第76号 牧之原市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

**<子ども子育て課>**

児童福祉法の改正により同法第33条の10に第2項及び第3項が加えられたことに伴い、引用箇所の改正を行うとともに、家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準における利用乳幼児の健康診断に関する規定の改正に伴い、所要の改正を行う。

【議決予定日：12月19日】

**議案第77号 令和7年度牧之原市一般会計補正予算（第7号）**

**<財政課>**

令和7年度の7回目の補正予算として編成するもので、緊急に財源措置をしなければならない予算について議決を求める。

（金額等については、ヒアリング後）

【議決予定日：12月19日】

**議案第78号 令和7年度牧之原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

**<国保年金課>**

令和7年度の1回目の補正予算として編成するもので、今回の補正予算の内容は、国民健康保険税の本算定結果に伴う減額、繰越金の計上に伴う増額、国庫支出金の増額及び国民健康保険賦課システムの改修に伴う委託料の増額により、歳入歳出ともに132万円を増額し、補正後の予算総額を50億2,608万8千円とするもの。

【議決予定日：12月19日】

**議案第79号 令和7年度牧之原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

**<国保年金課>**

令和7年度の1回目の補正予算として編成するもので、今回の補正予算の内容は、保険料還付金の増額、還付及び還付加算金の増額で歳入歳出それぞれ150万円を増額し、補正後の予算総額を7億3,067万3千円とするもの。

【議決予定日：12月19日】

**議案第80号 財産の取得について**

**議案第81号 財産の取得について**

**<学校再編推進室>**

榛原地域義務教育学校用地及び相良地域義務教育学校用地として土地を取得するため、牧之原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求める。

【議決予定日：12月19日】

## **議案第82号 指定管理者の指定について（牧之原市社会体育施設）**

**<スポーツ推進課>**

牧之原市社会体育施設について、市指定管理者選定委員会により審査及び選定した次の事業者を令和8年度から10年間の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

(指定管理者として提案する団体)

団体の名称

特定非営利活動法人 牧之原市スポーツ協会

代表者

住所 静岡県牧之原市波津572番地

商号 特定非営利活動法人 牧之原市スポーツ協会

氏名 会長 本目 武彦

**【議決予定日：12月19日】**

## **議案第83号 牧之原市副市長定数条例の一部を改正する条例**

**<総務課>**

行政運営に関わるトップマネジメントの一層の強化を図り、複雑化し、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するための体制を整えるため、所要の改正を行う。

**【議決予定日：12月19日】**

### **【議会日程】**

11月25日（火）	本会議	提案説明、総括質疑
12月 5日（金）	本会議	通告質疑－委員会付託、一部議案審議－採決
10日（水）	本会議	一般質問
11日（木）	本会議	一般質問
12日（金）	本会議	一般質問
15日（月）	補正予算連合審査、委員会 付託議案審査	
19日（金）	本会議	委員長報告－審議－採決

## 令和7年度牧之原市一般会計補正予算案（第7号）の概要について

本予算は、令和7年度予算の7回目の補正である。補正の主な内容は、ふるさと納税の寄附見込額増に伴う記念品等の経費、市内に診療所等を開設又は既存施設の拡張等を行う医師に対する補助金、特別支援学級(自閉・情緒)及び通級指導教室の開設に係る経費、過年度事業に係る国県支出金の精算金などの計上となっている。

補正額は、226,159千円、率にして0.8%の増となった。

### 1 予算額

補正前予算	28,798,025千円
補 正 額	226,159千円
補正後予算	29,024,184千円

### 2 補正予算の概要

(1) 歳入	226,159千円	
国庫支出金	14千円	児童手当給付費、子ども子育て支援制度に伴うシステム改修補助金、社会资本整備総合交付金事業ほか
県支出金	9,619千円	農村地域防災減災事業補助金ほか
寄附金	200,000千円	ふるさと納税寄附金
繰越金	27,726千円	前年度繰越金
市債	△11,200千円	公共事業等
(2) 歳出	226,159千円	
後期高齢者医療費	3,080千円	子ども子育て支援制度に伴う医療システム改修費
地域医療対策事業費	71,000千円	地域医療振興事業費補助金
新火葬場整備事業費	16,940千円	新火葬場整備事業基本設計業務委託料
農村地域防災減災事業費	9,500千円	補助申請業務委託料ほか
鳥獣保護対策費	2,188千円	牧之原市鳥獣被害防止対策協議会補助金ほか
ふるさと納税推進事業費	109,986千円	ふるさと納税業務委託料ほか
道路新設改良費	△23,900千円	社会资本整備総合交付金事業
小学校費	3,321千円	特別支援学級(自閉・情緒)開設に伴う空調設備設置工事
中学校費	2,770千円	通級指導教室の開設に伴う空調等設置工事
その他	31,274千円	生活保護等国県支出金精算金ほか

# 市からのお知らせ ①

資料3

## 台風15号に伴う対応について (11月29日以降)

※日によって内容が変更する場合があります。

### 暮らしのサポート

#### ■『牧之原市ささえあいセンター』を開設します

被災された方々が、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、日常生活上の相談や孤立防止のための支援を行うとともに、関係機関へつなぐなどの支援を行う「牧之原市ささえあいセンター」を開設します。

対象世帯：応急仮設住宅に入居した方・半壊以上の被害を受け在宅で生活を続ける方など

事業概要：生活支援相談員による継続的な訪問や相談対応・関係機関へのつなぎの実施  
被災者支援制度等の各種情報提供／地域活動や交流促進等の支援

開設日：12月15日（月）午後1時 ※予定

開設場所：牧之原市社会福祉協議会 榛原事務所（牧之原市静波172番地1）

問合せ先：福祉相談課（0548-23-0078）

#### ■住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の家に引き続き住み続けるようにすることを目的に行う応急修理費用の一部（上限73万9,000円。ただし準半壊は35万8,000円）を支援します。

対象者：罹災証明で「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」と判定された方  
期間：令和8年3月4日までに工事が完了していること

問合せ先：都市住宅課（0548-53-2633）

注意事項：費用は市から修理業者に直接支払い（費用が限度額を超える場合は自己負担）

\*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



#### ■借上げ型応急住宅（みなしふせきじやく）

住宅が被災し居住が困難となった方を対象に民間賃貸住宅（アパート、借家等）を借り上げて提供します。

対象者：住宅が全壊、半壊（自宅に居住できない状態）し、居住する住宅がない方

入居期間：最長2年間

問合せ先：都市住宅課（0548-53-2633）

注意事項：家賃等に上限額が設けられています。

応急修理制度と併用する場合は、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる場合のみ対象となります。

\*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



# 市からのお知らせ ②

## 台風15号に伴う対応について (11月29日以降)

※日によって内容が変更する場合があります。

### ■専門家による『生活なんでも相談』について

罹災証明書の取得後のことや、これから的生活への不安、被災した家をどうするかなど、さまざまな悩み等について、弁護士などの専門家が電話で相談に応じます。

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

相談先：静岡県弁護士会（054-204-1999）※電話のみ受付

### ■さがら子生れ温泉会館について

被害に遭われた市民の皆さまは、無料でご利用いただけます。

時 間：午前10時～午後9時

期 間：12月30日（予定）

問合せ先：観光課（0548-53-2623）

注意事項：利用の際には、被災された旨をお伝えください。

身分証（保険証、運転免許証等）も併せてご提示ください。

### 罹災証明書について

#### ■罹災証明書、被災届出証明書の申請・交付について

場 所：総合健康福祉センターさざんか1階ふれあいホール

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

持 ち 物：【申請の場合】

- ・身分証明書
- ・被害の状況が確認できる写真（住家の全体、被害箇所等）  
写真の撮り方は、ホームページにてご確認ください。

【交付の場合】

- ・身分証明書
- ・被害認定調査時に渡された調査済証

※調査済証に記載の交付可能日以降にお越しください。

問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

\*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



#### ■生活再建支援金の相談・申請について

場 所：総合健康福祉センターさざんか1階ふれあいホール

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

持 ち 物：罹災証明書、住民票の写し、預金通帳の写し（世帯主）、身分証明書等

問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

\*詳しくは市もしくは公益財団法人都道府県センターのホームページをご確認ください。



#### ■被害を受けた住家の被害認定調査について

罹災証明書を申請された住家について、市が被害認定の調査に伺います。調査の前には、罹災申請書に記載された電話番号へ、市からご連絡します。

問合せ先：税務課（0548-23-0035）

# 市からのお知らせ ③

## 台風15号に伴う対応について（11月29日以降）

### ■災害見舞金の相談・申請について

場 所：総合健康福祉センターさざんか1階ふれあいホール

時 間：平日 午前10時～正午、午後1時～午後4時

持 ち 物：罹災証明書、預金通帳の写し（世帯主）、身分証明書

問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

### ■県災害義援金の支給について

対象者：【人的被害】重傷、軽傷

【物的被害】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

申請方法：対象者へ市より通知を発送。（軽傷者を除く）

軽傷者については、市担当窓口へ申請。

問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

## 市税・国民健康保険など

### ■市税・国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険・保育料等の減免などについて

被災内容、被害状況によっては、各制度において減免などの対象となる場合があります。

手続には、罹災証明書が必要となりますので、お早めに申請をお願いします。

問合せ先：税務課：23-0035（市税）

国保年金課：23-0023（国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険）

長寿介護課：23-0076（介護保険）

子ども子育て課：23-0075（保育料）

市民課：23-0021（各種証明書交付手数料・旅券発給手数料）

\* 詳細は、各担当部署へお問い合わせください。

## 公費解体・自費解体制度について

### ■公費解体・自費解体制度について

災害により損壊した被災家屋等を所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行う制度です。

罹災証明書、被災証明書で「全壊」の場合は、「解体費」「運搬費」「処分費」が対象となり、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合は、「運搬費」

「処分費」が対象となります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

なお、制度開始に向けて現在、準備を進めています。詳細が決定次第、市ホームページなどで広報させていただきます（12月中旬に制度開始を予定）。

※罹災証明書の受け取り時に仮エントリーされた方については、個別に環境課から連絡します。

問合せ先：環境課（0548-53-2609）



# 市からのお知らせ ④

## 台風15号に伴う対応について (11月29日以降)

※日によって内容が変更する場合があります。

### ■災害ボランティアセンター

場 所：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（牧之原市静波172番地1）

受付時間：午前8時15分～午後5時（平日のみ）

受付電話：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（0548-22-5187）

活動日：第2、第4日曜日 午前8時30分～正午、午後1時～午後3時

※活動時間内は受付も行っています。

※詳細は、災害ボランティアセンターホームページをご確認ください。

問合せ先：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（0548-22-5187）

### 災害ごみ

場 所：清掃センター（さんあーる）、リサイクルセンター

受入日時：月曜日～金曜日：午前8時30分～正午、午後1時～午後4時

第1、第3土曜日：午前8時30分～正午

第2、第4日曜日：午前8時30分～正午、午後1時～午後3時

※祝日、振替休日は搬入できません。

注意事項：搬入受付時に「災害ごみ」である旨を必ず申告してください。

受入れができる物を確認のうえ、品目ごとに分別をしてください。

問合せ先：環境課（0548-53-2609）



\*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。

### 農業関連

#### ■農林水産業災害対策資金について

被害を受けた農林水産業者の方は経営再建を支援する「災害対策資金」が利用できます。

対象者：農林水産業者

申込期間：9月8日～令和8年3月31日

問合せ先：静岡県経済産業部 農業ビジネス課（054-221-2629）



\*詳しくは、県ホームページにてご確認ください。

### 支援制度等の情報

#### ■各支援制度について

被害の程度ごとに受けられる制度をまとめた『早見表』及び各制度の概要をまとめた『被害者支援に関する各種制度の概要』を作成しました。

配布場所：ざんか

市ホームページにも掲載しています。QRコードからご確認いただけます。



※赤字が、前回報告時からの変更箇所です。

令和7年9月5日台風15号による牧之原市被害状況報告(11/27 最終確定値)

被害項目	件数	内 容	
住家 (被害状況調査)	全 壊	1棟	
	半 壊	149棟	
	一部損壊	976棟	屋根、瓦、窓ガラスの損壊
	床上浸水	0棟	
	床下浸水	6棟	
被害認定調査 (令和7年11月26日 調査完了分)	全壊	73棟	住家の損害割合が50%以上
	大規模半壊	47棟	" 40%以上50%未満
	中規模半壊	74棟	" 30%以上40%未満
	半壊	147棟	" 20%以上30%未満
	準半壊	303棟	" 10%以上20%未満
	一部損壊	690棟	" 10%未満
	合計	1,334棟	
非住家 (被害状況調査)	全 壊	5棟	
	半 壊	26棟	物置、倉庫等
	一部損壊	149棟	
農業用施設被害	農業用ハウス (全壊)	91棟	
	農業用ハウス (一部損壊)	139棟	
	防霜ファン	35基	
農作物被害	飛来物落下	120,926m <sup>2</sup>	倒木、飛来物被害
	損 壊	8.90ha	イチゴ2.44ha、カーネーション0.94ha、トマト1.52ha、ガーベラ0.24ha、メロン1.16ha、トルコキキョウ0.51haその他2.09ha(馬鈴薯、ナス、胡蝶蘭等)
森林被害	5条森林	22ha	
福祉施設	損 壊	14棟	障害福祉施設9 高齢者福祉施設5(窓ガラス、屋根の破損等)
保育教育施設	一部損壊	1ヶ所	認定こども園みのり幼稚園 窓ガラス破損
その他被害	冠 水	解消済(最大9件)	道路冠水
	倒 木	1ヶ所(最大34件)	勝俣、坂部、波津、細江
	土 砂	29件(最大70件)	道路、普通河川
	その他の	解消済(最大8件)	道路への瓦等の散乱
人的被害	死 者	0人	
	行方不明	0人	
	重 傷 者	11人	骨折、裂傷等
	軽 傷 者	64人	
その他	通行止め	解消済(最大8路線)	細江37号、山の手幹線、坂部110号、細江84号 細江静波本線、細江146号、細江145号、細江182号
	道路一部規制	0ヶ所	
	車両	0台	
	停 電	解消済(最大9,510世帯)	※現在、屋内配線の不具合等により、約20件程通電せず(街路灯、防犯灯含む)
	損 壊	15件	電柱、カーブミラー倒壊、電線切断
	火 災	0件	
	断 水	解消済(最大44世帯)	
	罹災証明交付申請受付	1,334件	さざんか 1,204件、細江コミュニティセンター130件
避難所情報	被災証明交付申請受付	1,685件	さざんか 1,546件、細江コミュニティセンター139件
	静波コミュニティ防災センター	0世帯0人(男0人、女0人)	10/28開設0:00
	坂部区民センター	-	9/5開設14:45 9/5閉鎖15:50 最大避難者数 0人
	樽原文化センター	-	9/5開設14:45 9/5閉鎖20:00 最大避難者数 4世帯6人
		-	9/6開設19:30 10/28閉鎖9:00 最大避難者数 20世帯42人
	細江コミュニティセンター	-	9/5開設14:45 9/5閉鎖20:00 最大避難者数 1世帯1人
	川崎コミュニティセンター	-	9/5開設16:00 9/7閉鎖20:00 最大避難者数 23世帯55人
	勝間田会館	-	9/5開設16:00 9/6閉鎖19:30 最大避難者数 2世帯6人
	ジーポ	-	9/6開設21:00 9/7閉鎖8:00 最大避難者数 1世帯1人
	サボ	-	9/6開設21:00 9/7閉鎖8:00 最大避難者数 2世帯5人
	避難者数	0世帯0人	
	最大避難者数	53世帯116人	
応急給水		0件(最大107件)	9/6(45件) 9/7(61件) 9/8(1件)
ブルーシート配布		6,133枚	
瓦礫搬入		5,881台	静波海岸 9/6(727台) 9/7(764台) (累計1,491台) 牧之原 9月分(3,649台)、10月分(703台)、11/4(3台)、11/5(4台)、11/6(2台)、 11/7(1台)、11/8(10台)、11/12(1台)、11/17(1台)、11/19(1台)、11/21(1台)、 11/23(12台)、11/25(1台)、11/27(1台) (累計4,390台)

## 「牧之原市ささえあいセンター」の設置について

### 1 事業の目的

令和7年9月5日に発生した「令和7年牧之原市台風15号に伴う竜巻等災害」により、応急仮設住宅への入居世帯や在宅被災者の避難生活の長期化を踏まえ、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を関係機関へつなぐ等の支援を実施する「牧之原市ささえあいセンター」を設置する。

### 2 実施体制

#### (1) 支援対象

- 原則として、住家の被害認定調査の結果が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯（約340世帯）を支援対象とする。
- 前例のない竜巻被害という特殊性により、修理をしながら家に住むニーズが多いことや、家で頑張る・我慢するという市民性を考慮し、在宅避難者に注意して介入していく。

#### (2) 概要

項目	内容
名称	牧之原市ささえあいセンター
実施主体	牧之原市
実施形態	業務委託方式
委託先	牧之原市社会福祉協議会
開設期間	令和7年12月から令和10年3月まで ※災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間（原則2年） が終了する年度末までを予定。
開設日時	令和7年12月15日（月）午後1時
設置場所	牧之原市社会福祉協議会 榛原事務所（牧之原市静波172-1）
営業時間	平日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）
センター長	加藤孝通（牧之原市社会福祉協議会）
人員配置	各日、センター長以下3人程度で活動 その他市職員（保健師等）の応援あり
電話番号	0548-23-3325（予定）※開設日に開通予定。
その他	センター内に相談スペースあり

#### (3) 実施内容

- 被災世帯への巡回訪問等を通じた見守りや相談支援
- 被災世帯への各種情報提供
- 支援が必要なケースについてケース会議の開催
- 被災世帯と地域住民との交流の機会や情報交換の場の提供 等

## 1 被災者の生活フェーズの移行と被災者支援

	第1期 発災直後	第2期 避難所生活	第3期 仮設住宅生活	第4期 住まい移行期 災害公営住宅	第5期 住まいの定着期 生活再建
被災者 の場所	避難所 自宅・避難先	避難所 福祉避難所 自宅・避難先	応急仮設住宅 ・建設型 ・みなし型 ・公営住宅 自宅・避難先 災害公営住宅	応急仮設住宅 ・建設型 ・みなし型 ・公営住宅 自宅・避難先 災害公営住宅	災害公営住宅 自宅（復旧）
支援 テーマ	生命の確保 安全の確保	避難所対応 住居の確保	住宅再建 生活再建	新居への移転 コミュニティ対応	社協の 通常活動による支援
社協 の対応	<b>災害ボランティアセンター</b> ボランティアの活動をコーディネート				
主な 支援 内容	避難所世話 物資支援 (食料・水) 炊き出し  災害ボランティア (泥だし・片付け等)	避難所から自宅へ  仮設住宅への引越し  要支援者の把握 情報共有	<b>個別支援</b>  応急仮設入居者訪問  在宅被災者訪問  被災者見守り 情報提供・相談・繋ぎ	新生活場所でのコミュニティ  災害公営住宅への入居  自宅への帰還	<b>地域支援</b>  サロン・交流事業・地域マップ・自治会支援・関係機関との情報共有

愛媛県社会福祉協議会資料抜粋

### 【見守り区分】

見守り区分		判断の目安
A	重点見守り	生活支援相談員の見守りと他機関のサービス利用・連携により、多機関多職種で関わる必要がある。
B	通常見守り	生活支援相談員が定期的に問い合わせ、変化があるかどうか気に掛ける必要がある。
C	不定期見守り	生活支援相談員による定期的な問い合わせは不要であるが、引き続き見守りが必要である。
D	必要なし・支援終結	生活支援相談員による問い合わせは特段必要ない。

### 【再建支援区分】

生活再建支援区分		判断の目安
区分1	新・旧困難世帯	今後の住まいの方針も決まらず、更に旧住家の悩みも同時に抱えている。
区分2	旧住家再建可能世帯	旧住家に悩みはないが、今後の住まいに悩みを抱えている。
区分3	新住家再建可能世帯	今度の住まいの方針は決まっているが、旧住家に悩みを抱えている。
区分4	生活再建可能世帯	今後の住まいの方針が決まっており、更に旧住家に対する悩みがない。

静岡県熱海市社会福祉協議会資料抜粋

## 2 被災者見守り・相談支援等事業（地域支え合いセンター）

### 被災者見守り・相談支援等事業

#### 1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門支援機関へつなぐ等の支援を行う。

(令和5年度において事業を実施している災害:平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨灾害、令和6年能登半島地震)

#### 2 事業の概要・スキーム



厚生労働省資料

### 被災者見守り・相談支援等事業の概要

#### ○目的:

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

#### ○実施主体:

都道府県、市町村等（委託可）

#### ○補助率:1／2

#### ※特定非常災害の場合

発災年度を含み3年 10/10、4～5年目を 3/4、6年目以降 1/2

※R3年度～、自治体負担について特別交付税措置（地方負担額×0.8）

#### ○事業実施期間:

災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中

※本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

#### ○実施内容:

##### (1)被災者の見守り・相談支援等を行う事業

ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ

イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ

ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供

##### (2)被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業

ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施

イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施

##### (3)その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

※支援対象者については、災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居者とする。なお、応急仮設住宅の供与期間中は、必要に応じて、災害の発生により公営住宅に避難する者、応急仮設住宅から退去し在宅に戻った者、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者を支援対象者に含めて差し支えない。

厚生労働省資料

## 令和7年度牧之原市表彰式の開催について

### 1 概要

本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上、市民福祉の増進等に尽くし、その功績が著しい方や市民の模範となるべき優れた行いをされた方を、牧之原市表彰条例及び牧之原市表彰条例施行規則に基づき表彰し、その功績をたたえ感謝することを通じて本市の発展に資すること、及び多くの市民が受賞者に追随するような機運を高めることを目的として、表彰を行う。

### 2 日時

令和7年12月8日（月）午前11時～正午（予定）

### 3 会場

牧之原市役所 棟原庁舎4階会議室

### 4 内容

- ・市長あいさつ
- ・表彰
- ・記念撮影

### 5 参加者

- ・受賞者（表彰状：個人15人、感謝状：27団体）
- ・市長、副市長、教育長、市議会議長・副議長、各部長 等

## 牧之原市制施行20周年記念式典の開催について

### 1 事業概要

本市は、令和7年10月11日に市制施行20年を迎える。この節目を更なる飛躍の契機とするため、下記のとおり記念式典を開催する。

### 2 日時

令和8年1月12日（月・祝）午後1時30分～午後4時（予定）  
(受付：午後1時～)

### 3 会場

相良総合センターいーら ホール

### 4 内容

【第1部 記念式典】 午後1時30分～午後2時45分

◇オープニング 棚原太鼓、市の歌斎唱

◇記念式典 式辞、来賓祝辞、来賓紹介、20周年特別感謝状贈呈

【第2部 記念トークショー】 午後3時～午後4時

◇演題「(仮)田沼意次 vs 松平定信」

タレントの松村邦洋さんと歴女タレントの堀口茉純さんによるトークショー

### 5 案内状発送者

- 地元選出の国会議員、県議会議員、市議会議員、静岡まきのはら大使
- 知事、県内の首長・議長
- 姉妹都市・友好都市及び災害協定締結市町の首長・議長
- 元市長、元副市長、元教育長、元市議会議員
- 行政機関（警察、県など）、区長
- 市内の企業、団体、組織、委員会 など 約480名

### 6 20周年特別感謝状贈呈者

市制施行20周年において、特に貢献したものに感謝状を贈呈する。

(1) 市政運営上、市の財政負担の軽減、市のPRやイメージアップ、地域活性化などに大きく貢献した企業など

【該当者：3企業2団体1個人】（予定）

(2) 一般寄付及び企業版ふるさと納税で通算1,000万円以上寄附をした企業

【該当者：9企業】（予定）

## 令和7年度牧之原市地域防災訓練の実施について

### 1 趣旨

南海トラフ地震等の大規模地震のみならず、風水害に対しても、わたしの避難計画やマイ・タイムライン等を活用した適切な避難行動や、避難先における各種感染症対策等を考慮した避難所等運営要領の確認など、自分と家族の命は自ら守る「自助」と皆で助け合い支えあう「共助」を実践する訓練とすることで、地域防災力の一層の向上を図る。

### 2 実施日時

令和7年12月7日（日）午前9時（訓練地震発生）～正午頃

### 3 地震想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生し、牧之原市内において震度7を観測。建物倒壊や地盤の液状化、火災等が発生。間もなく大津波が襲来し、沿岸部を中心に著しい被害を受ける。

### 4 訓練スケジュール

別添1「令和7年度牧之原市地域防災訓練スケジュール」のとおり

### 5 重点項目

1 自助の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○家具の固定を確認</li><li>○家庭内における食料、飲料、携帯トイレ等の備蓄などの確認</li><li>○家族で避難場所や経路の確認</li><li>○ハザードマップの確認（総合防災アプリ『静岡県防災』をダウンロード）</li><li>○住宅周りのブロック塀の確認</li><li>○「わたしの避難計画」の作成及び再確認</li></ul>
2 共助の実践	<ul style="list-style-type: none"><li>○避難訓練の継続的な実施</li><li>○自主防災組織における情報伝達方法の確認</li><li>○防災資機材を適切に保管、管理するとともに、訓練を通じ、防災資機材を活用できる人材の育成を図る</li><li>○避難行動要支援者の所在の把握と支援方法の確認</li></ul>
3 地域の災害特性をふまえた実践的な訓練の実施	
※市内各区・町内会の訓練概要については別添2「自主防災会訓練実施計画一覧」のとおり	

## 6 訓練中止の決定

### (1) 訓練中止基準

次のいずれかに該当した場合には防災訓練を中止する。また、そのほかの注意報等が発表された場合には適切な状況判断のもと、訓練の中止及び続行を決定する。

- ア) 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合
- イ) 牧之原市に特別警報又は警報（大雨・洪水・暴風等）が発表された場合
- ウ) 牧之原市で震度4以上の地震が観測された場合
- エ) 静岡県に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合
- オ) その他、中止することが必要と判断される事象（国民保護事案等）が生じた場合

### (2) 訓練中止広報

訓練中止の場合は、午前6時50分までに同報無線やTeaメール、市LINE等により中止の放送をする。

## 7 本部員等視察について

地域の特性に応じた訓練や新しい取り組み、特徴のある訓練は本部員視察の対象とする。

- 建友会と合同で行う土嚢作成訓練（水防関係訓練）（市建設班）
- 救護所運営訓練（市救護班）
- 簡易トイレ取り扱い訓練、簡易ベッド組み立て訓練、バケツリレー（小学生・中学生・高校生・一般）（中里区）
- 台風15号（竜巻被害）被害を踏まえた課題整理と改善検討会（細江区）
- 榛原中学体育館を使用して避難所開設訓練（女性の視点を避難所開設訓練に反映）（川崎区）
- 「わたしの避難計画」の作成（藤沢町内会）
- 浜松赤十字病院 DMAT 派遣職員の講話（坂部第二町内会）

ほか

# 令和7年度牧之原市地域防災訓練スケジュール

別添1

日時	状況	訓練項目		
		市	自主防災会	報告
12月6日（土） 午後7時30分	地域防災訓練事前広報	●同報無線による情報伝達 地域防災訓練の事前周知		
12月7日（日） 午前6時50分	地域防災訓練広報 (実施、中止のお知らせ)	●同報無線による情報伝達 地域防災訓練への参加呼びかけ	●訓練準備	
午前9時00分	地震発生 (震度7)	●同報無線サイレン吹鳴（1分間） 「地震発生」の合図 ●災害対策本部の設置 ●地震災害応急対策 1 情報収集及び調査 2 防災資機材の点検整備	●避難開始 ●地震災害応急対策（訓練開始） 1 情報の入手（収集）及び伝達 2 各自主防災会に即した訓練 3 各自主防災会における危険箇所の確認 4 避難誘導訓練及び負傷者搬送訓練 5 防災資機材の使用（点検整備）など	
午前9時05分頃	地震防災訓練情報	●同報無線による情報伝達 「地震発生」「災害対策本部設置」「大津波警報、津波避難」 ●緊急速報メールによる情報伝達 「大津波警報、津波避難」	●情報の入手と伝達	
午前9時15分頃	本部設置状況報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防本部設置状況報告 <市災害対策本部 ⇒ 自主防本部>	有
午前10時15分頃	避難状況報告及び 被害状況報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防避難状況報告 <自主防本部 ⇒ 地区担当班職員 ⇒ 市災害対策本部>	有
午前11時20分頃	本部解散報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防本部解散報告 <自主防本部 ⇒ 地区担当班職員 ⇒ 市災害対策本部>	有
正午頃	訓練終了	●同報無線による情報伝達 「訓練終了」	●訓練終了	

※訓練事前周知や訓練開始などには同報無線やサイレンが吹鳴され、訓練当日には携帯電話に緊急速報メールが届きますので、御理解と御協力をお願いします。

◎市長の訓練視察について…①市建設班と建友会による土嚢作成訓練（水防訓練）（相良サンビーチ）

②細江区自主防災会における台風15号（竜巻被害）被害を踏まえた課題整理と改善検討会（細江コミュニティセンター）

③坂部区自主防災会による訓練（坂部区民センター）

④勝間田区自主防災会による訓練（勝間田会館）

で予定しております。

# 令和7年度牧之原市地域防災訓練 自主防災会訓練実施計画一覧表

別添2

実施日 令和7年12月7日（日）

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
相 良	相良区コミュニティー防災センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、簡易ベッド・段ボールベッド・パーテーション組み立て訓練、ガスボンベ発電機運転訓練、相良保育園と相良区コミュニティ防災センター間の無線交信訓練、簡易パーテーション・トイレ設置訓練	370
福 岡	福岡公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、避難路の安全確認、仮設トイレ設置訓練、避難訓練避難場所（牧之原市防災研修センター、Kブロック津波避難タワー、金刀比羅山防災公園）、発電機使用訓練※消防署からの貸出品→水消火器3本	226
波 津	小堤山公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導	7
波 津 第 1	小堤山公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	385
波 津 第 2	小堤山公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、簡易トイレ組立訓練（2台）を実施する。	216
波 津 第 3	波津公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、保存食の配布、参加者へ第2次避難地の説明と避難困難者及び要支援者への隣組での認識と確認。	400
波 津 第 4	大原公民館前と市営住宅跡地	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、テント・トイレ・設置訓練	213
須々木	須々木総合グラウンド・鬼女公民館・原公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、テント設営訓練、浄水器による訓練、簡易トイレ組立訓練、防災グッズの展示、消防署からの貸出品→水消火器7基・訓練用AED1基、使用する消火栓の位置→須々木公民館前・使用時間→9:00～10:00、市役所職員は須々木総合グラウンドへ	535
大 沢	総合グラウンド南側駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、救出・救助、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、仮設テント設置訓練	335
大 江	大江区民会館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、消火栓ホース格納箱点検、大江区防災勉強会（11月24日19時～）、水消火器3本希望	510
片 浜	片浜区コミュニティーセンター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、可搬ポンプ操作	290
菅 山	菅山公民館及び菅山区内各避難所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、本部設置訓練、自警団放水訓練	901

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
中里	萩間小学校北側駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、簡易トイレ取り扱い訓練、簡易ベッド組み立て訓練、バケツリレー（小学生・中学生・高校生・一般）	217
白井	白井区公民館及び広場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、本部テント設営・撤収訓練、ガスコンロを利用して保存食や食材を使った炊き出し訓練、水消火器・消火器を使った初期消火訓練（消防署より借りたい物：水消火器4台、消火器訓練で使う火点標的2台、訓練用AED、訓練用人体模型1セット（AEDと人体模型は使用検討中））、発電機・チェーンソー・投	83
神寄	大寄公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、テント設営、消火訓練	200
西萩間	西萩間公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、組内で要援護者以外で安否確認が必要な家があるか話し合う、寝袋を持ち寄って疑似避難体験、簡易パーテーション・段ボールベッドの組み立て設置	107
東萩間	東萩間公会堂	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認	148
牧之原	牧之原区民センター、各町内会公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	400
落居	落居区全体集合 第3指定緊急避難場所一公民館、第1～第4緊急避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、AEDを使用した訓練、非常食を使った炊き出し訓練、水消火器を使った消火訓練、放水訓練 落居公民館北側防火水槽～日の出モータース北側空き地へ 10:00～10:30頃実施 ※消防団と自警団の中継による放水を実施	184
豊岡	豊岡公民館、指定緊急避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、初期消火訓練（放水訓練） 場所浅井邸付近の消火栓 午前10時～	143
新庄	新庄池グラウンド	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、AEDの使用法（1個）、人形（1体）借用希望	300
遠渡	遠渡トンネル指定避難場所「原口享さん宅隣」	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、簡易トイレ組み立て訓練、ドローンによる災害状況の確認	300
静波区	静波コミュニティ防災センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、第2評議員は地震発生のサイレンが鳴ったら直ちに防災組織図に基づき所定の避難所にて対策本部設置後静波防災センターに集合し点検を行う、資機材の点検、陸閘の点検・倉庫の点検、各町内会と対策本部でトランシーバーでの交信練習・伝達訓練、区長代理は川崎小学校・榛原高等学校避難地にて指揮、三基の避難タワーと対	14
1丁目	榛原高校第2グラウンド駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、要配慮者安否確認	221
2丁目	静波二丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、応急救護、炊き出し、要配慮者安否確認、応急救護（模擬人体を使用・心肺蘇生法・AEDの使い方）、防災食試食	288

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
3 丁目	3丁目ポケットパーク	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	59
4 丁目	静波4丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認	260
東 5 丁 目	東5丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、要配慮者安否確認、簡易トイレ使用説明・設置訓練、非常食の試食、G・F避難タワー点検・清掃、可搬ポンプ・発電機エンジン始動点検	295
西 5 丁 目	西五丁目（本部）公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、本部にて仮設トイレ（資材点検）→設置訓練	100
6 丁 目	6丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認	135
仲 町	Bブロック津波避難タワー～東光寺	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し	135
10 丁 目	10丁目避難タワー	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、津波避難タワーの清掃・点検	91
11 丁 目	各所定の避難地から移動し服織田神社集合	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、要配慮者安否確認	150
12 丁 目	和光館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検	80
細 江 区	細江コミュニティセンター	情報収集・伝達、資機材操作・点検、資機材点検後台風15号（竜巻被害）被害を踏まえた課題整理と改善検討会を開催	21
東 慶 林	東慶林公園津波避難タワー	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、テント設営訓練、担架搬送訓練、水消火器貸出希望数6本	200
県 営 住 宅	集会場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、食糧・水点検	5
青 池	青池公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、バイク隊	205

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
寄子	寄子公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認	99
西福田	西福田公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、簡易トイレ設営訓練（周知）、各自自主チェックシートにて防災備蓄品チェック（チェックシート配布）	100
東福田	神明神社境内	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、AED救命講習用訓練人形、町内会備蓄品・防災グッズ展示、仮設テント・仮設トイレ設置訓練	154
根松	榛原総合病院西側駐車場、旧細江保育園跡地	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、仮設トイレ設営	72
堀之内	ままやま公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、避難訓練・避難誘導及び応急救護で車椅子を必要とする場合も想定されるため車椅子体験を実施します、水消火器2台の1台を借用したい	210
時ヶ谷	時ヶ谷公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	200
道上	道上公民館及び指定避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、①発電機の作動確認、②公民館の点検（ガス漏れやその危険性の有無の確認、ブレーカーテスト、トラッキングの危険性の有無の確認、避難経路が確保されているかの確認）、③非常食の点検（数量、保存期限等）、④要支援者宅への訪問＆安否確認（民生委員とコラボレーション）	180
後原	鈴木工業駐車場、細江小学校屋上	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	145
谷の口	円成寺駐車場東側	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、要配慮者安否確認、自主防災組織本部設営訓練、家庭内での防災対策点検	200
川崎区	川崎コミュニティ防災センター	情報収集・伝達、炊き出し、資機材操作・点検、榛原中学体育館を使用して避難所開設訓練 各町内会から各班1世帯参加依頼合計約70世帯の避難者の参加依頼をする 女性の参加を日赤奉仕団に依頼し女性の視点を避難所開設訓練に反映させる	25
橋向	橋向公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	200
藤沢	藤沢公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、危険箇所を確認しながら避難をし危険箇所（だと思われる場所）を報告させ対策を考える、一次避難所の問題点を考え変更するか検討する、公民館にて個々にわたしの避難計画を作成する、資材操作・簡易トイレ・テント・リアカー組み立て・発電機の操作、要配慮者のお宅に訓練火以前に訪問に避難計画を立て	145
橋柄	橋柄公民館	情報収集・伝達、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作	51

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
新 戸	新戸公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検	98
庄 内	庄内公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、榛原中学校での川崎区避難所開設訓練に参加する	66
鹿 島	馬込川避難地→鹿島公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検	86
仁 田	仁田公民館及び各地区避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、訓練用の消火器を使っての消火訓練、中学生が参加しての炊き出し訓練	245
道 場	指定避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、要配慮者安否確認	250
追 回	追回公民館及びその周辺	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、要配慮者安否確認、消防団員2人派遣、水消火器を2本借用	27
勝 間 田 区	勝間田会館	情報収集・伝達、資機材操作・点検、各町内会の自主防災会の訓練状況把握（巡回）	5
中	中公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、防火用水の点検及び落下防止柵の補修、防災倉庫内清掃	231
勝 間 下	勝間下公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認	113
勝 間 上	勝間上防災倉庫前	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、応急救護、要配慮者安否確認、訓練用AEDを使用した救命訓練、意識不明者の対応、119番・AED手配、呼吸の確認、胸骨圧迫、AED使用手順	100
切 山 下	切山下公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、土のう砂入れ替え、新規土のう作成	53
切 山 中	切山中公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、当日までに何かしらの訓練を追加する予定で検討中	30
勝 田 下	勝田下公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認	120

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
三 栗	三栗農業研修センター（本部）	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、屋台小屋及び神社からの出火を想定した消火訓練、小中学生による消火器を使った消火訓練（神社にて行う）、水消火器2本希望	160
朝 生	朝生公民館 他	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作	230
牧之原区	牧之原コミュニティーセンター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、応急救護、炊き出し、牧之原区自主防災委員研修会…参加人数22名、看護師兼防災士を講師とし前年度、今年度実施の復習①胸骨圧迫からAED使用まで一連の実施訓練②ケガ人の応急手当等、処置方法の実習③民間トリアージ	4
牧之原北	牧之原北公民館、大井上水道六本松タンク近隣	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町内会の水利の確認（六本松自治会を含む）、ガス発電機の操作、菊川市六本松自治会との合同訓練（菊川は人数に含めない）、水消火器3本借りたい	108
布引原	布引原集会所隣の茶工場駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町内会の水利の確認、ガス発電機の操作	132
牧之原中央	中央町内会集会所前の広場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町内会の水利の確認、ガス発電機の操作	157
牧之原南	牧之原南公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町内会の水利の確認、ガス発電機の操作	127
坂 部 区	坂部区民センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、坂小体育館のガス発電機の操作始動メンテナンス	10
坂 部 第 1	坂部第1町内会公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、静岡市消防局指令課(054-280-0120)へ訓練の報告後に訓練で119番通報	173
坂 部 第 2	坂部第二町内会指定緊急避難場所（坂部第二農業センター）	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、仮設トイレ設置訓練、仮設テント設置訓練、浜松赤十字病院DMAT派遣職員の講話、やまばと学園との情報収集・伝達訓練、生活用水の入れ替え	144
坂 部 第 3	坂三農業センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、能登半島地震の被災者の声・ビデオ（2024/09/14サタデーステーション）視聴、協和消防さんから消火訓練用の水消火器をお借りして消防団員指導により初期消火訓練、自主防災会の生活支援部によるアルファ※非常食準備提供訓練、避難要支援者の安否報告（避難支援者による安否確認の報告を自	150
坂 部 第 4	坂4公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、応急救護、資機材操作・点検、坂4町内会 消防団員紹介、消防署賞与品希望 訓練用AED（訓練用AEDを賞与頂けない場合は水消火器をお願いします。）	130
坂 部 第 5	坂五公会堂	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者安否確認、消火訓練を行うため、水消火器5本程度貸してほしい、防災・災害に関する公演会	121
坂 部 第 6	坂部第6公民館、各班の指定緊急避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、救出・救助、資機材操作・点検、要配慮者安否確認、AED訓練（訓練用AED1セット借用）	85

## デジタルスタンプラリー 「たぬまっぷラリー in 牧之原」第2弾の実施について

### 1 概要

大河ドラマ「べらぼう」の放映を契機に、当市への観光誘客を図り、市内の周遊を促進するため、周遊アプリを活用したポイント獲得制によるデジタルスタンプラリーを昨年度に引き続き、第2弾として開催する。

デジタルスタンプラリーは、チラシや市ホームページのQRコード又はリンクから参加でき、ポイントは、スポット毎にGPS機能により獲得可能。

獲得したポイント数により賞品の応募コースを選ぶことが可能。

### 2 期間

令和7年12月15日（月）～令和8年2月13日（金）

### 3 ポイント獲得スポット

#### （1）田沼意次ゆかりの歴史スポット 8か所

30 ポイント：牧之原市史料館

10 ポイント：平田寺

3 ポイント：大澤寺、般若寺、大鐘家、浄心寺、仙台河岸、  
相良城二の丸のマツ

#### （2）牧之原市の歴史スポット 7か所

1 ポイント：相良の根上りマツ、西山寺、石雲院、勝間田城址、  
鈴木梅太郎博士の墓（了見寺）、勝間田氏の墓（清淨寺）、  
釣月院

#### （3）牧之原市の観光スポット 12か所

1 ポイント：東光寺のフジ、勝間田公園、子生れ石、油田の里公園、  
静波海水浴場、さがらサンビーチ、静波サーフスタジアム、  
地頭方海浜公園、さがら子生れ温泉会館、  
グリンピア牧之原、富士山静岡空港、  
道の駅「そらっと牧之原」

#### 4 賞 品

(1) 意次賞 12,500円×1名 70 ポイントで応募

牧之原市商品券、フィルターインボトル、  
おちゃつぐだもんで、田沼意次缶バッジ・大願成就ストラップ、  
芋切り干しへにはるか、  
マンガ『田沼意次物語』、  
田沼意次クリアファイル



(2) 定信賞 5,000円×5名 50 ポイントで応募

特別製作白河だるま（現在制作中）

※福島県白河市から



(3) 歌麿賞 5,000円×5名 50 ポイントで応募

歌麿カウヒイ4~5パック、栃木みやげ詰め合わせ

※栃木県栃木市から



(4) 葦重賞 5,000円×5名 50 ポイントで応募

吉原つなぎ手ぬぐい、耕書堂クリアファイル、つたいやんキー ホルダー、

東洲斎写楽折り紙

※東京都台東区から



## 市制施行20周年記念事業

### 第69回田沼意次牧之原市マラソン大会の開催について

- 1 開催日 令和8年2月1日（日）
- 2 場所 牧之原市役所 相良庁舎周辺（スタート・ゴール：しんまち遊ロード）
- 3 主催 田沼意次牧之原市マラソン大会運営委員会（NPO法人牧之原市スポーツ協会）
- 4 事業内容 新春恒例となっております「田沼意次牧之原市マラソン大会」は69回を数え、今年度も開催いたします。  
本大会は、地域スポーツ活動の振興を目的に、市スポーツ協会陸上競技部を主管として運営しております。  
参加申し込みは牧之原市ホームページ内の専用フォームにて1月9日（金）まで申し込みができます。
- 5 大会概要 種目 2kmの部（制限時間20分）午前9時40分スタート  
5kmの部（制限時間40分）午前10時00分スタート  
計測 大型タイマーによる自己計時  
表彰等 表彰は行わない  
参加料 一般1,000円／中学生以下500円（参加賞あり）
- 6 申し込み 申込方法 牧之原市ホームページ内の専用フォームにて必要事項を入力  
申込締切 令和8年1月9日（金）  
募集定員 500人（大幅に超える場合は締切前でも募集を終了する場合あり）
- 7 問い合せ 牧之原市マラソン大会事務局（電話：0548-52-4600）



# 第69回 田沼意次 牧之原市マラソン大会 大会要項

令和8年 2月1日㈰

雨天決行

**受付** 午前8時00分～午前9時00分

\*開・閉会式は行いません。

**会場** 牧之原市役所 相良庁舎前広場

\*駐車場は、さがらサンビーチ駐車場

\*選手更衣室は、相良中学校格技場及び相良保健センターになります。

**種目** ▶2kmの部（制限時間20分）スタート：午前9時40分

▶5kmの部（制限時間40分）スタート：午前10時00分

\*2部門ともおおよその距離となります。

\*大型タイマーによる自己計時になります。

\*表彰は行いません。

**参加資格** ▶健康な人で制限時間内に完走できる人 ▶申込規約及び個人情報の取扱いについて同意していただける人

**参加料** ▶一般 1,000円 ▶中学生以下 500円

\*当日、受付の際に支払いください。その際、ゼッケン及び参加賞をお渡しします。

**申込方法** 牧之原市ホームページ内の専用フォームに、氏名、住所、連絡先、種目などを入力し、お申し込みください。

\*小中学生は、保護者の承認欄に必ず入力をお願いします。

\*予定の参加者（合計500人）を大幅に超えることが見込まれる場合は、締切前でも募集を終了することがありますので、ご承知おきください。

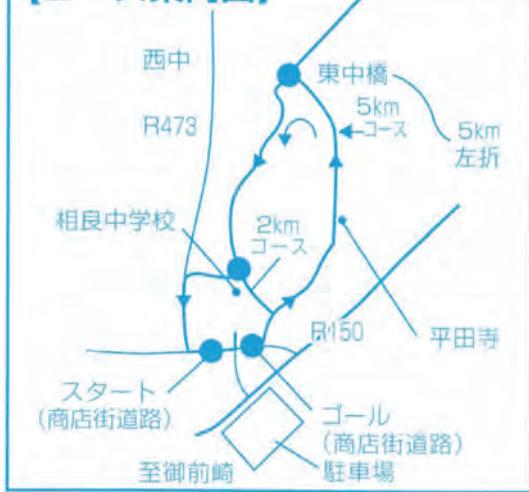
\*本大会主催者は、この大会に参加する総ての競技者の個人情報を競技運営に必要とする要件等に利用します。また競技者は、大会プログラム、インターネット及び映像（肖像権）に、姓名・年齢（学年）・所属及び大会成績が掲載、転載により公開されることを了承の上、お申込みください。

**申込締切** 令和8年1月9日㈮

**その他**

- ▶受付票は申込確認後、1月9日㈮以降に事務局より通知します。当日は受付票をご持参の上、ご来場ください。
- ▶出場者は、事前に医師の健康診断を受け、参加してください。大会当日の事故については、応急処置のみとし、その後の責任は負いません。また、主催者側で傷害保険に加入しますが、内科疾患などによる入院は保険適用外となりますので、ご了承ください。競技中の事故などについても、主催者側が加入する保険の適用内とし、それ以上の補償について、主催者側は一切の責任を負わないものとします。

**【コース案内図】**



申込フォーム

## 相良牧之原インター



## 会場案内図



大会申し込みに際して、参加者は下記の申込規約に同意の上、お申し込みください。

### 申込規約

- 1 自己都合による申し込み後のキャンセルはできません。
- 2 自己都合による申し込み後の種目変更是できません。
- 3 地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小・中止等については、その都度、主催者が判断し、決定します。
- 4 年齢・性別等の虚偽報告、申込者本人以外の出走（代理出走）は固く禁止します。それらが発覚した場合、出場の取り消し、次回以降の出場資格のはく奪等、主催者の決定に従います。また、主催者が虚偽申告・代理出走者に対するトラブル等は一切の責任を負わないことを了承します。
- 5 私は心疾患、疾病等なく、健康に留意し十分なトレーニングをして大会に臨みます。
- 6 私は大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。その方法、経過等について、主催者の責任を問いません。
- 7 私は大会開催中に主催者より競技続行に支障があると判断された場合、主催者の競技中止の指示に従います。またその他主催者の安全管理・大会運営上の指示に従います。
- 8 私は大会開催中の事故、紛失、傷病に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。
- 9 大会開催中の事故・傷病への補償は大会側が加入した保険の範囲内であることを了承します。
- 10 私の家族・親族・保護者（参加者が未成年の場合）は、本大会への参加を承諾しています。
- 11 大会の映像、写真、記事、記録等において氏名・年齢・性別・記録・肖像等の個人情報が、新聞・テレビ・雑誌・インターネット・パンフレット等に報道、掲載、利用されることを承諾します。
- 12 個人情報は、要項に記載する取扱いに則ります。
- 13 上記申込規約の他、主催者が別途定める「参加上の注意」に則ります。

### 個人情報の取り扱いについて

主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を厳守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。大会参加者へのサービス向上を目的とし、参加案内、関連情報の通知等に利用いたします。また、主催者から申込内容に関する確認連絡をさせていただくことがあります。

### 問い合わせ

**牧之原市マラソン大会事務局** ☎0548-52-4600 (午前8時15分～午後5時)  
〒421-0523 静岡県牧之原市波津572番地 相良B & G海洋センター